

住宅を小規模改修

される方は

事前に申請すると

最大 **15万円** もらえます

注) 昭和56年5月以前に着工された木造住宅に限る



目的

木造住宅の最低限の安全性の確保を図るため、旧基準木造住宅について耐震化・減災化を促進する事業を実施する方に対して、補助するためです。

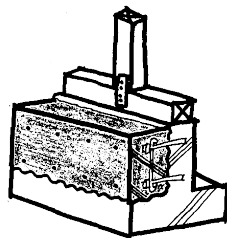
対象住宅

一戸建て住宅、長屋、共同住宅 又は 併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上のもの）で、西尾市が実施する無料の耐震診断の判定値が0.7未満の住宅

改修工事費の **2分の1** の額を限度に、1戸につき **15万円** を補助します

改修前と比較して耐震性能が向上する小規模改修工事
 以下の改修工事（その他耐震性能を向上させるものとして市長が認める改修）が対象です。
 注）複数の補助は受けることは出来ません。

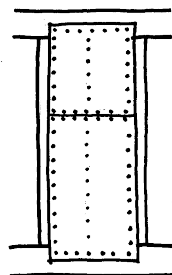
対象工事



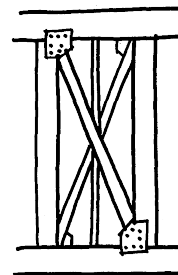
居間・寝室等一日のうち、主に長い時間を過ごす部屋を補強する



屋根を重い材料（瓦葺等）から軽い材料（スレート、金属板葺等）とする



壁を補強する



柱、梁での結合部の剛性を上げる金物補強をする

手続きの流れ

●業者と契約前であること

申請者	市	確認事項	
1 交付申請 →		1 補助金交付申請書（様式第1）	申請者は工事の契約者と同一人物であること
		2.耐震診断結果報告書の写し	「表紙、第1面から第5面、平面図、建物全景写真」の写し（原本を添付しない） ※紛失した場合、申請書裏面（証明願）に記名・押印
		3.概要書（様式第8）	HP から取得可
		4.案内図	住宅地図、インターネットの地図など
		5.平面図	補強前後の対比、補強方法の記載がされているもの
		6.計画図（補強方法を示す図書）	標準図、仕様書など
		7.工事見積書の写し	補助対象部分とその他の部分を分けたもの、申請者宛 施工業者の記名・押印、見積年月日、施工場所が必要
		8.工事場所の写真	建物の全景及び近景
		9.納税証明書（完納）	住所地で発行されるもの、3ヶ月以内 西尾市は市役所2階の収納課で取得（200円/枚）
契約、着手 ← 工事完了	← 2 交付決定	交付申請前に <u>契約や工事着手</u> した場合は、補助金は受けられません	
3 完了報告 4 補助金の請求 →		1.完了実績報告書（様式6）	完了から 30日以内 （又は3月末日のいずれか早い日まで）に提出 ※申請時と同じ認印を使用
		2.工事請負契約書の写し	金額が申請時と異なる場合、変更後の見積書も添付
		3.工事完了後の写真	申請時と同方向で撮影、工事中も必要
		4.請求書又は領収書の写し	工事請負契約業者の発行したもの、業者の記名・押印
		5.補助金支払請求書	口座名義は、申請者と同一人物であること
←	← 5 完了審査	必要に応じて現地調査を行います	
←	← 6 補助金の支払	指定された口座に約1ヶ月で振り込みます	



補助金で
かしこくお得に
震サイ対策！！

